



所報

かなはら

令和7年 3月

社会保険労務士法人
金原事務所

保険料月額表(被保険者負担分 単位:円) 令和7年3月から適用

等級	標準報酬月額	報酬月額		健康保険			厚生年金 (坑内員・船員除く)
		以上	未満	介護なし 5.205%	介護あり 6.000%	介護のみ 0.795%	
健1	58,000	63,000	63,000	R7.3~	R7.3~	R7.3~	R2.9~
1	68,000	63,000	73,000	3,018.9	3,480.0	461.1	8,052.00
3	78,000	73,000	83,000	3,539.4	4,080.0	540.6	
4	88,000	83,000	93,000	4,059.9	4,680.0	620.1	
5	98,000	93,000	101,000	4,580.4	5,280.0	699.6	8,967.00
6	104,000	101,000	107,000	5,100.9	5,880.0	779.1	
7	110,000	107,000	114,000	5,413.2	6,240.0	826.8	9,516.00
8	118,000	114,000	122,000	5,725.5	6,600.0	874.5	10,065.00
9	126,000	122,000	130,000	6,141.9	7,080.0	938.1	10,797.00
10	134,000	130,000	138,000	6,558.3	7,560.0	1,001.7	11,529.00
11	142,000	138,000	146,000	6,974.7	8,040.0	1,065.3	12,261.00
12	150,000	146,000	155,000	7,391.1	8,520.0	1,128.9	12,993.00
13	160,000	155,000	165,000	7,807.5	9,000.0	1,192.5	13,725.00
14	170,000	165,000	175,000	8,328.0	9,600.0	1,272.0	14,640.00
15	180,000	175,000	185,000	8,848.5	10,200.0	1,351.5	15,555.00
16	190,000	185,000	195,000	9,369.0	10,800.0	1,431.0	16,470.00
17	200,000	195,000	210,000	9,889.5	11,400.0	1,510.5	17,385.00
18	220,000	210,000	230,000	10,410.0	12,000.0	1,590.0	18,300.00
19	240,000	230,000	250,000	11,451.0	13,200.0	1,749.0	20,130.00
20	260,000	250,000	270,000	12,492.0	14,400.0	1,908.0	21,960.00
21	280,000	270,000	290,000	13,533.0	15,600.0	2,067.0	23,790.00
22	300,000	290,000	310,000	14,574.0	16,800.0	2,226.0	25,620.00
23	320,000	310,000	330,000	15,615.0	18,000.0	2,385.0	27,450.00
24	340,000	330,000	350,000	16,656.0	19,200.0	2,544.0	29,280.00
25	360,000	350,000	370,000	17,697.0	20,400.0	2,703.0	31,110.00
26	380,000	370,000	395,000	18,738.0	21,600.0	2,862.0	32,940.00
27	410,000	395,000	425,000	19,779.0	22,800.0	3,021.0	34,770.00
28	440,000	425,000	455,000	21,340.5	24,600.0	3,259.5	37,515.00
29	470,000	455,000	485,000	22,902.0	26,400.0	3,498.0	40,260.00
30	500,000	485,000	515,000	24,463.5	28,200.0	3,736.5	43,005.00
31	530,000	515,000	545,000	26,025.0	30,000.0	3,975.0	45,750.00
32	560,000	545,000	575,000	27,586.5	31,800.0	4,213.5	48,495.00
33	590,000	575,000	605,000	29,148.0	33,600.0	4,452.0	51,240.00
34	620,000	605,000	635,000	30,709.5	35,400.0	4,690.5	53,985.00
35	650,000	635,000	665,000	32,271.0	37,200.0	4,929.0	56,730.00
36	680,000	665,000	695,000	33,832.5	39,000.0	5,167.5	59,475.00
37	710,000	695,000	730,000	35,394.0	40,800.0	5,406.0	
38	750,000	730,000	770,000	36,955.5	42,600.0	5,644.5	
39	790,000	770,000	810,000	38,517.0	44,400.0	5,883.0	
40	830,000	810,000	855,000	39,078.5	45,000.0	5,962.5	
41	880,000	855,000	905,000	41,119.5	47,400.0	6,280.5	
42	930,000	905,000	955,000	43,201.5	49,800.0	6,598.5	
43	980,000	955,000	1,005,000	45,804.0	52,800.0	6,996.0	
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	48,406.5	55,800.0	7,393.5	
45	1,090,000	1,115,000	1,175,000	51,009.0	58,800.0	7,791.0	
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	53,611.5	61,800.0	8,188.5	
47	1,210,000	1,055,000	1,115,000	56,734.5	65,400.0	8,665.5	
48	1,270,000	1,175,000	1,235,000	59,857.5	69,000.0	9,142.5	
49	1,330,000	1,235,000	1,295,000	62,980.5	72,600.0	9,619.5	
50	1,390,000	1,295,000	1,355,000	66,103.5	76,200.0	10,096.5	
		1,355,000		69,226.5	79,800.0	10,573.5	
				72,349.5	83,400.0	11,050.5	

○健康保険料率 104.1/1000 介護保険料率 15.9/1000 年金保険料率 183.00/1000 子ども・子育て拠出金率 3.6/1000
 ○保険料は事業主と被保険者が折半で負担(児童手当拠出金については事業主が全額負担)
 ○納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。
 ○被保険者負担分に円未満の端数がある場合
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切捨てし、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。
 ○令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。
 ※賞与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。
 ※賞与の上限は健康保険:年間573万円まで(年度ごと)、厚生年金:150万円(1ヶ月あたり)となります。
 ※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級(650千円)が設けられました。

令和7年 三月発行

三月号

発行所

社会保険労務士法人
金原事務所

〒100-0001 東京都千代田区千代田
 善町四番二号
 TEL(八三三)三九〇〇
 FAX(八三三)八七九二

令和7年度 健康保険料についてのお知らせ

健康保険料率・介護保険料率ともに
令和7年3月から 変更 となります。
 (4月納付分)

現行
10.17%

健康保険料率
 (長崎支部)

令和7年3月分
 (4月納付分)から
10.41%
 (折半:5.205%)

現行
1.60%

介護保険料率
 (全国一律)

令和7年3月分
 (4月納付分)から
1.59%
 (折半:0.795%)

- ▶40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ▶変更後の健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。また、賞与については、支給日が3月1日の分から適用されます。
- ▶健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。
- ▶厚生年金保険料は変更ありません。(18.300%・折半 9.150%)

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から施行分

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが改正されます。

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④ 入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護 等 休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③ テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者が**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(**相談窓口設置**)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい * ①～④のうち複数の措置を講じること

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関する事
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注: ①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達する日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関する事
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注: ①はオンライン面談も可能

望ましい * 情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと
* 情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

9 介護のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者が**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。